



平成27年3月24日  
日本原子力発電株式会社

## 原子力規制委員会への申し入れについて

当社は、本日、原子力規制委員会に対し、第65回原子力規制委員会（平成27年3月25日）の議題として「日本原子力発電株式会社敦賀発電所敷地内破碎帯の評価について」との件名が公表されたことを受け、強く申し入れを行いました。

以 上

○添付資料：申し入れ

平成 27 年 3 月 24 日

原子力規制委員会 殿

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 濱田 康男

## 申し入れ

当社は、さる 3 月 5 日、昨年 12 月 10 日のピア・レビュー会合において示された評価書(案)には「63 の問題点」があることや、ピア・レビュアーの専門家の方々から評価書(案)の根幹に係る数多くのコメントが出されたことを踏まえて、有識者会合及び評価書(案)の今後の進め方について、評価書(案)の根拠を示して頂いた上で、当社も参加して十分に議論させて頂きたい旨等の 3 点の申し入れを原子力規制庁に対して行いました。

その際の原子力規制庁からのご回答は、評価書(案)をいつ、どのような形でまとめるか等は何も決まっていない、申し入れについては原子力規制庁内部で検討を行った上で回答をする等とのご説明でありました。

その後、当社に対しては、申し入れに対するご回答や評価書(案)の検討状況について何らご説明がないまま、昨日夕刻、唐突に、原子力規制委員会ホームページにおいて、第 65 回原子力規制委員会（平成 27 年 3 月 25 日）の議題として、「日本原子力発電株式会社敦賀発電所敷地内破砕帯の評価について」との件名が公表されました。

これに関し昨晚、急遽当社から架電にて原子力規制庁に対し問い合わせをしたところ、「評価書がまとまったので原子力規制委員会に報告することになった」との回答でした。

このような被規制者との話し合いを反故にするような事態は、被規制者との信頼関係を著しく損なうのみならず、公権力の行使をする行政機関としてとるべき適正手続を全く欠く行為であって、規制当局の行為として断じて許されないと考えます。

公権力の行使として行われている本件敷地内破砕帯の評価は、これまでも再三申し上げているとおり、被規制者たる当社名誉・信用並びに事業運営に重大な影響を与えるものであり、十分に慎重な適正手続と公正な判断が求められるところ、当社との間の科学的、技術的議論を避けるような今回の行為は、公権力を行使する規制当局としてあるまじき行為であると考えます。

原子力規制委員会においては、このような適正手続を全く欠く状況を十分認識し、明日の第 65 回原子力規制委員会において当社敦賀発電所敷地内破砕帯に係る評価書の報告を受けることについて、再検討するよう要請いたします。

当社としては、あらためて、当社に説明と議論の機会を十分に与えていただき、真に科学的、技術的な議論を十分尽くしたうえでの評価書の取りまとめを行うよう、強く申し入れます。

以上

平成 27 年 3 月 24 日の原子力規制庁米谷総務課長の発言と過去の事実関係との対比

3 月 24 日 米谷総務課長の発言	過去の原子力規制委員会議事録等の抜粋	資料の抜粋
<p>(平成 27 年 3 月 24 日規制庁定例ブリーフィング)</p> <p>【米谷総務課長】 「それにつきましては、<u>有識者会合から規制委員会</u>は<u>評価の報告を受けるだけであるというスタンス</u>は<u>従来から変わっておりません</u>。その上で、一昨年 の 5 月には、有識者会合の評価、この報告を受けま して、まさにタイトルにもありましたように、敦賀 2 号機の使用済燃料プールに燃料体が現に貯蔵さ れている実態を踏まえまして、敦賀発電所の保全の 観点からその当時の情報にもとづき、規制委員会と して活断層であるという判断を行った上で報告徴 収命令を行ったと、そういう整理です。」</p> <p>【記者の質問】 「…報告徴収で規制委がそれに判断したと書いて あるものと、報告を受けるというところのその矛盾 点は<u>どう説明されるのですか</u>。これは方針を変更し たと言った方が、すんなり受け入れられるのです が。従来から変わっていないというのはちょっとわ からないのですが」</p>	<p>(平成 24 年 9 月 26 日 平成 24 年度第 2 回規制委員会)</p> <p>【島崎委員長代理】 「<u>当委員会としては自ら確認・評価をする</u>。そして、これが 耐震設計上考慮する活断層であるかどうかを<u>判断する</u>という のが趣旨でございます。」</p> <p>「<u>判断に当たっては、</u>・・・総合的に勘案した上で判断した と思っています。もちろん、<u>調査団による確認結果を踏ま えて判断する</u>ということになります。」</p> <p>(平成 25 年 5 月 22 日 平成 25 年度第 7 回規制委員会)</p> <p>【田中委員長】 「これは結局、<u>私どもとしては</u>、原子力発電所の耐震設計上、 <u>考慮する活断層に相当する</u>というものです。」</p>	<p>資料 2 「関西電力(株)大飯発電所の敷地内破砕帯調査 に係る基本的方針について (案)」</p> <p><u>当委員会としては</u>、同破砕帯について<u>自ら確認と評 価を行い</u>、耐震設計上考慮する活断層の認定に係る <u>判断を行う</u>。</p> <p>現地調査団 (仮称) による<u>確認結果を踏まえ</u>、<u>当委 員会で行う</u>。</p>

3月24日 米谷総務課長の発言	過去の原子力規制委員会議事録等の抜粋	資料の抜粋
<p>【米谷総務課長】 「敦賀2号機の使用済燃料プールに燃料集合体が現に収納されている実態を踏まえて、敦賀発電所の保全の観点から報告徴収を行うにあたって、<u>その当時の情報に基づき、活断層であるという判断を行った上で報告徴収を行ったというものであります。</u>」</p> <p>【記者の質問】 「そこには規制委員会が活断層であると判断をしたと書かれているわけですよね。」</p> <p>【米谷総務課長】 「<u>報告徴収を行うにあたってです。</u>」</p> <p>【記者の質問】 「それでは、報告徴収のもととなる根拠というのは、それはどこにあるのですか。それは報告書を受理して、規制委がそう判断したから、報告徴収を出せたということではないのですか。」</p> <p>【米谷総務課長】 「<u>報告を受けて、その上で規制委員会が判断をしたということです。</u>」</p>	<p>(平成25年5月29日付け報告徴収命令文書)</p> <p>「原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、<u>平成25年5月22日の原子力規制委員会において、現在まで得られたデータ等をもとに、日本原子力発電株式会社（以下「日本原子力発電」という。）敦賀発電所2号機直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断した。</u>」</p> <p>(平成25年12月18日平成25年度第36回規制委員会)</p> <p>【田中委員長】 「敦賀発電所の破砕帯については、<u>去る5月22日に、本委員会において、活断層であると評価したところ、・・・</u>」</p>	<p>資料3「日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機の使用済燃料貯蔵設備の評価等について」</p> <p><u>前回（5月22日）の原子力規制委員会において、現在まで得られたデータ等をもとに、日本原子力発電株式会社（以下「日本原子力発電」という。）敦賀発電所2号機原子炉建屋直下の破砕帯が耐震設計上考慮する活断層であると判断された。</u></p> <p>資料2「日本原子力発電株式会社から平成25年7月11日付けで提出された「敦賀発電所 敷地の地質・地質構造 調査報告書」等に係る論点整理について</p> <p>D-1 破砕帯は耐震指針における「<u>耐震設計上考慮する活断層</u>」であるとする旨、<u>評価書にとりまとめ、同年5月22日の原子力規制委員会で報告・了承された。</u></p>

(注) HP掲載に当たっては、規制庁に提出した資料に赤下線を付記しています。